

## 令和7年度 事業計画書

本協議会は、令和7年度から5年間、長崎市から新たに長崎市原子爆弾被爆者健康管理センターの指定管理者としての指定を受けた。

それにより、令和7年度も引き続き、長崎市からの指定管理業務である被爆者援護法に基づく被爆者定期健康診断及び在宅一人暮らしの被爆者を対象とした日常生活支援事業等を実施する。また、被爆二世健康診断並びに健康増進法に基づくがん検診等も実施する。

被爆者健康診断は、令和6年度に長崎市に隣接する時津町及び長与町での巡回健診を長崎県から受託し、一時的に受診者数の減少に歯止めがかかったが、令和7年度からはさらなる受診者数の減少が見込まれるため、巡回健診の見直しを検討するなど効率のよい運営を目指す。

また、被爆者の平均年齢も85歳を超え、さらに高齢化が進み、日常生活支援事業として民間施設で実施している「ふれあい昼食会」は、転倒など事故防止の観点から入浴を取りやめ、その代わりとしてレクリエーションの充実及び安心、安全の面を考慮し看護師等を配置して実施する。

なお、被原爆被爆者温泉保養所「新大和荘」の閉館に伴う代替事業として令和5年度から開始した被爆者等への援護事業は、令和7年度も入浴助成及び宿泊助成事業を行う。

### 1 被爆者健康診断事業

#### (1) 被爆者健康診断（長崎市指定管理業務及び長崎県等の委託業務）

被爆者、第一種及び第二種健康診断受診者証所持者を対象に、関係機関の協力を得て長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター及び地区巡回健診会場で、健康診断を実施する。

受診見込数

(単位:件)

区 分		当年度 (A)	前年度 (B)	差引増減 (A)-(B)
一般検査		10,920	12,160	△ 1,240
がん 検 診	肺がん	730	810	△ 80
	多発性骨髄腫	4,910	5,460	△ 550
	大腸がん	80	90	△ 10
	乳がん	45	50	△ 5
	子宮がん	35	40	△ 5
	計	5,800	6,450	△ 650
精密検査		8,940	9,950	△ 1,010

※第二種健康診断受診者証所持者は、一般検査のみ実施

#### 【参考】

長崎市内の被爆者及び健康診断受診者証所持者の推移

(単位:人)

年度(末)	被爆者	第一種	第二種	計	前年度比
令和4年度	20,617	3	4,389	25,009	△ 2,095
令和5年度	18,904	3	4,064	22,971	△ 2,038
令和6年度	17,446	3	3,784	21,233	△ 1,738

※令和6年度は平成7年1月末現在の人数

(2) 被爆二世健康診断（長崎市及び長崎県等の委託業務）

被爆者二世を対象に、健康診断を実施する。

受診見込数 (単位:件)

当年度 (A)	前年度 (B)	差引増減 (A)-(B)
3,630	3,610	20

(3) 精神疾患に関する診断及び合併症に関する診断（長崎市の委託業務）

第二種健康診断受診者証所持者を対象に、被爆体験者精神医療受給者証の交付申請を行うため、医療の必要性の有無について診断を実施する。

診断見込数 (単位:件)

当年度 (A)	前年度 (B)	差引増減 (A)-(B)
10	13	△ 3

(4) 後期高齢者医療健康診査追加健診（長崎市の委託業務）

後期高齢者医療の被保険者の被爆者、第一種及び第二種健康診断受診者証所持者を対象に、生活習慣病の予防対策として実施する。

受診見込数 (単位:件)

当年度 (A)	前年度 (B)	差引増減 (A)-(B)
520	570	△ 50

(5) 長崎市がん検診（長崎市の委託業務）

第二種健康診断受診者証所持者及び被爆者二世を対象に、健康増進法に基づくがん検診（肺がん検診、大腸がん検診）を実施する。

受診見込数 (単位:件)

区 分	当年度 (A)	前年度 (B)	差引増減 (A)-(B)
肺がん	910	930	△ 20
大腸がん	320	320	0
合 計	1,230	1,250	△ 20

(6) 長崎市胃がんリスク検診（長崎市の委託業務）

被爆者二世のうち前年度に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の到達者を対象に胃がんが発生しやすい状態かどうかのリスクを判定し、胃がん発症の予防を目的に実施する。

受診見込数 (単位:件)

当年度 (A)	前年度 (B)	差引増減 (A)-(B)
30	30	0

(7) 被爆者等定期健康診断に伴う案内通知作成及び発送業務（長崎市指定管理業務）

被爆者、第一種及び第二種健康診断受診者証所持者を対象に、定期健康診断の案内通知を作成し発送する。

発送見込数 (単位:件)

当年度 (A)	前年度 (B)	差引増減 (A)-(B)
38,100	40,700	△ 2,600

(8) 被爆者等健康診断個人票ファイリングデータ作成処理業務（長崎市指定管理業務）

健康診断の検査結果を記録する健康診断個人票に記載されている図及び文字的部分のデータを保存するために、同個人票のファイリングデータを作成する。

処理見込数 (単位:枚)

当年度 (令和元年度分の個人票) (A)	前年度 (平成30年度分の個人票) (B)	差引増減 (A)-(B)
9,000	8,500	500

(9) 交通手当支給事務（長崎市及び長崎県の委託業務）

健康診断を受診した被爆者、第一種及び第二種健康診断受診者証所持者に、自宅との往復運賃に相当する額を支給する事務を行う。

支給見込数 (単位:件)

当年度 (A)	前年度 (B)	差引増減 (A)-(B)
5,230	6,000	△ 770

(10) 健康相談（長崎市指定管理業務）

被爆者健康診断の受診者からの相談及び検査結果に基づき、生活改善の提案や医療機関への受診案内を行う。

相談見込数 (単位:件)

当年度 (A)	前年度 (B)	差引増減 (A)-(B)
6,000	5,000	1,000

## 2 日常生活支援事業

(1) ふれあい昼食会（長崎市指定管理業務）

在宅一人暮らしの被爆者を対象に、被爆者のボランティアも参加し、健康の維持増進及び生きがいを目的として「ふれあい昼食会」を実施する。

参加見込数 (単位:延人)

区 分	当年度 (A)	前年度 (B)	差引増減 (A)-(B)
健康管理センター実施	120	84	36
民間施設実施	1,760	1,980	△ 220
合 計	1,880	2,064	△ 184

(2) 宿泊・入浴助成（自主事業）

閉館した原爆被爆者温泉保養所「新大和荘」の代替事業として、長崎市内の被爆者、第一種及び第二種健康診断受診者証所持者等を対象に、宿泊施設利用料金及び温泉施設入浴料金の一部を助成する。

助成見込数 (単位:件)

区 分	当年度	前年度 (B)	差引増減 (A)-(B)
宿泊助成	600	500	100
入浴助成	1,500	1,300	200
合 計	2,100	1,800	300